

一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録を義務  
付ける地域等の指定について

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項の規定に基づき、北海道運輸局長  
が指定する地域等を下記のとおり定めたので、同条第3項に基づき公示する。

平成18年12月20日

北海道運輸局長 江口 稔 一

記

1. 指定する地域

- (1) 札幌市、江別市、石狩市(ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く。)及び北広島市の区域
- (2) 小樽市の区域
- (3) 函館市(ただし、平成16年12月1日に編入された旧南茅部町の区域を除く。)及び北斗市の区域
- (4) 旭川市の区域
- (5) 室蘭市の区域
- (6) 苫小牧市の区域
- (7) 釧路市(ただし、平成17年10月1日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。)及び釧路町の区域
- (8) 帯広市の区域
- (9) 北見市(ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。)の区域

2. 指定の日

平成18年12月20日

3. 運行記録計による記録の義務付けを開始する日

平成19年12月20日

4. 運行記録計による記録の義務付けを除外するものは、運送の引き受け及び指示が営業所において行われるものである次の(1)及び(2)の場合とする。

- (1) 乗務する事業用自動車は、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合。
- (2) 乗務する事業用自動車はハイヤー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。)である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合。

附 則

この公示は、平成18年12月20日から適用するものとする。

附 則(平成20年1月15日付け北海道運輸局公示第73号)

この公示は、平成20年1月15日から適用するものとする。